

第6回 富士川町新中学校開校検討委員会

日時：令和5年3月22日（水）

午後7時～

場所：富士川町役場1階会議室

【次 第】

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 説明事項

(1) 富士川町立小中学校設置条例の一部改正について・・・・・・・・・・資料1

(2) 新中学校の整備に係る令和5年度予算について・・・・・・・・・・口頭説明

(3) 富士川町新中学校開校検討委員会設置要綱の一部改正について・・・・・・・・資料2

5 協議事項

(1) 学校名の選定について（総務部会提案）・・・・・・・・・・資料3

6 報告事項

(1) 制服・体操服の選定方法に関する協議結果について（地域部会報告）・・資料4

7 その他

8 閉 会

富士川町新中学校開校検討委員会 委員名簿

No.	委員種別	氏名	所属及び役職
1	学識経験者	田草川 眞	元教育委員
2		尾 崎 源 武	元学校長（増穂地区）
3		雨 宮 俊 夫	元学校長（鰺沢地区）
4		内 田 浩	学校評議員（増穂中学校）
5		雨 宮 弥太郎	学校評議員（鰺沢中学校）
6	地区の代表者	永 井 利 彦	最勝寺区 区長
7		山 村 新 一	天神中條区 区長
8		鮫 田 敏 光	富士川町区長会 会長 (大久保区 区長)
9		井 上 修	穂積区 区長
10		原 光 郎	鰺沢中区 区長
11	各小中学校長	小 林 達 也	増穂中学校 校長
12		小 林 淳 二	鰺沢中学校 校長
13		佐 野 三代司	増穂小学校 校長
14		小 林 さゆり	増穂南小学校 校長
15		勝 俣 孝 光	鰺沢小学校 校長
16	各学校PTA代表者	渡 辺 晃 樹	増穂小学校PTA 会長
17		井 上 智 之	増穂南小学校PTA 会長
18		秋 山 秀 昭	鰺沢小学校PTA 会長
19		望 月 信	増穂中学校PTA 会長
20		佐 野 圭 二	鰺沢中学校PTA 会長
21	保育所等の保護者の代表者	大 森 篤	町立保育所保護者連合会 会長 (第1保育所)

富士川町立小中学校設置条例

平成22年3月8日
条例第93号

改正 平成22年3月8日 条例第94号
平成25年11月7日 条例第46号
平成26年10月17日 条例第29号
令和5年3月17日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)の規定に基づき、小学校及び中学校(以下「学校」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第2条第1項の規定に基づき学校を設置する。

(名称及び位置)

第3条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
富士川町立増穂小学校	富士川町最勝寺320番地
富士川町立増穂南小学校	富士川町小室2618番地
富士川町立鰍沢小学校	富士川町鰍沢1172番地
富士川町立増穂中学校	富士川町天神中条991番地1
富士川町立鰍沢中学校	富士川町鰍沢1187番地2
(仮称)富士川町立統合中学校	富士川町天神中条991番地1

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月8日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の増穂町立小中学校設置条例(昭和43年増穂町条例第22号)又は鰍沢町立学校設置条例(昭和54年鰍沢町条例第9号)の規定により設置された小学校及び中学校は、それぞれこの条例の規定により設置された小学校及び中学校となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成22年3月8日 条例第94号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月7日 条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(富士川町学校給食センター設置条例の一部改正)

- 3 富士川町学校給食センター設置条例(平成23年富士川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年10月17日 条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月17日 条例第2号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

富士川町新中学校開校検討委員会設置要綱

令和2年10月22日
教委告示第17-2号

(設置)

第1条 富士川町立中学校の統合を円滑に推進するとともに、これに伴い設置する新たな中学校の開校に向けての準備を行うため、富士川町新中学校開校検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校歌、校章等に関する事。
- (2) 学校の教育課程及び学校行事等に関する事。
- (3) P T A等の組織及び運営に関する事。
- (4) 学校の設備及び備品等に関する事。
- (5) 学校の通学体制に関する事。
- (6) 学校の歴史及び伝統の保存に関する事。
- (7) その他開校準備に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地区の代表者
- (3) 各小中学校長
- (4) 各小中学校 P T A の代表者
- (5) 保育所及び幼稚園の保護者の代表者
- (6) その他教育委員会が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から新たな中学校が新校舎に移転するときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会を公開により行うことができる。

(部会)

第7条 検討委員会は、第2条に規定する検討事項について必要があると認めたときは、調査検討部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が任命する委員をもって組織する。
- 3 部会に部長及び副部長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 部長は、部会を代表し、部会の結果を検討委員会に報告する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部長が招集し、その議長となる。
- 7 部会の会議には、関係する者が出席し発言することができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開かれる検討委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則(令和5年2月24日教委告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

◆これまでの総務部会の経過

- 令和 2年11月10日 富士川町新中学校開校検討委員会（以下「検討委員会」）
を設置
第1回 検討委員会 開催
- 令和 3年 1月26日 検討委員会調査検討部会全体会開催
第1回 総務部会（以下「部会」） 開催
校名・校歌・校章の募集について検討を行った
- 5月31日 第2回 検討委員会 開催
校名・校歌の募集について部会から提案を行った
教育委員会に報告することで了承された
- 6月14日 教育委員会 臨時会 開催
校名・校歌の募集について検討委員会から報告を行った
- 7月25日 新中学校の校名を募集
～8月31日 （富士川町民・富士川町にゆかりのある方・富士川町立
小中学校の児童生徒）
応募総数 532件（別添1）
新中学校の校歌フレーズを募集（児童生徒）
応募総数 433件
- 10月21日 第2回 部会 開催
校名の選定基準及び選定方法の検討を行った（別添2）
- 11月15日 第3回 部会 開催
校名の選定を行った
- 11月19日 第4回 検討委員会 延期
- 12月22日 第4回 検討委員会 再延期
校名案について部会から提案を行う予定であった
- 令和 4年 2月22日 第4回 検討委員会 開催
中学校の統合が延期されたことを報告した
- 令和 5年 1月26日 第5回 検討委員会 開催
今まで検討してきた項目について、部会ので了承が得られ
れば、そのまま継続することが確認された
- 令和 5年 3月14日 第4回 部会 開催
学校名について、前回部会案の継続について検討した
加除修正を行い、検討委員会に提案することとなった
- 令和 5年 3月22日 第6回 検討委員会 開催
校名案について部会から提案を行う

富士川町新中学校開校検討委員会への提案書

【令和5年3月22日 総務部会】

●校名案について

(1) 候補は次のとおりである。

校 名 案	ふじかわ 富士川町立 富士川 中学校
選 定 理 由	・町名であるため ・応募が多数であるため ・受け入れられやすい
校名に込めた思い (抜粋)	・富士川はこの町から始まり流れていくので、富士川の流れるように、この地域からやがて大海へと若人の希望を運び流れ続けてほしい ・在学生にも新入生にもなじみのある「富士川」に誇りをもって楽しく過ごしてもらいたい ・増穂または鰍沢に吸収ではなく、統合であるので、増穂中学校と鰍沢中学校が一緒になるという意味をこめて ・富士川のように大きい学校になってもらいたい

校 名 案	富士川町立 さくら 中学校
選 定 理 由	・新しい中学校というイメージが湧きやすい ・さくらに加え、富士桜や桜山、桜柚等「桜」を使った校名の応募が「富士川」の次に多いため
校名に込めた思い (抜粋)	・桜がきれいであるように新中学校もきれいな学校であってほしい ・富士川町の誇りであり、シンボルだから ・富士川町といたら大法師の桜だからそれを名前にしたら良いと思った ・桜が舞う中学校になってほしい ・校庭に咲く桜が綺麗だから

(2) 次点は次のとおりである。

校 名 案 50音順	ふじかわさくら 富士川町立 富士川桜 中学校
	ふじざくら 富士川町立 富士桜 中学校

校名応募一覧（あいうえお順）

No.	学校名	ふりがな
1	菖桜川	あおせ
2	暁	あかつき
3	明穂	あきほ
4	青鹿	あざか
5	紫陽花	あじさい
6	歩流	ある
7	礎	いしずえ
8	美しの川	うつくしのかわ
9	恵秋	えいしゅう
10	桜華	おうか
11	桜花	おうか
12	大空	おおぞら
13	大富	おおとみ
14	大法師	おおぼし
15	大ぼし	おおぼし
16	大法師咲良	おおぼしさくら
17	桜柚	おず
18	桜羽	おとは
19	甲斐清流	かいせいりゅう
20	開鷹	かいよう（かいおう）
21	花月	かげつ
22	鰯川	かじかわ
23	かじ穂	かじほ
24	鰯穂	かじほ
25	かじます	かじます
26	鰯増	かじます
27	鰯増川	かじますがわ
28	鰯水	かずみ
29	神中	かみなか
30	神山	かみやま

No.	学校名	ふりがな
31	かめえ	かめえ
32	楓菖	かやめ
33	気合い	きあい
34	木の枝	きのえだ
35	希望	きぼう
36	希望ヶ丘	きぼうがおか
37	旧増穂新富士川町	きゅうますほしんふじかわちょう
38	峡南	きょうなん
39	峡南北	きょうなんきた
40	峡南北富士川	きょうなんきたふじかわ
41	甲州	こうしゅう
42	交稔	こうりょう
43	克己	こっき
44	混合	こんごう
45	最勝寺	さいしょうじ
46	さくら	さくら
47	桜	さくら
48	桜空	さくら
49	桜ヶ丘	さくらがおか
50	桜川	さくらがわ
51	桜の郷	さくらのさと
52	桜山	さくらやま
53	里山	さとやま
54	桜菖	さやめ
55	桜柚	さゆ
56	山王	さんのう
57	雫	しずく
58	秋恵	しゅうけい
59	鰯穂	しゅうほ
60	鰯穂合同	しゅうほごうどう

校名応募一覧（あいうえお順）

No.	学校名	ふりがな
61	翔青	しょうせい
62	新	しん
63	新型Fuji	しんがたふじ
64	信高	しんこう
65	新富士川	しんふじかわ
66	新增穂	しんますほ
67	新柚	しんゆず
68	鈴星	すずほし
69	青鹿	せいか
70	青春	せいしゅう
71	青春	せいしょう
72	清翔	せいしょう
73	晴天	せいてん
74	清流	せいらゅう
75	青鹿	せいろく
76	誠百合	せゆり
77	窓外緑	そうがいりよく
78	奏隆	そうりゅう
79	空見	そらみ
80	第2章増穂	だいにしょうますほ
81	第二増穂	だいにますほ
82	ダイヤモンド	だいやもんど
83	ダイヤモンド☆富士川	だいやもんどふじかわ
84	太陽	たいよう
85	鷹座巢	たかざす
86	田野中	たのなか
87	中央	ちゅうおう
88	春原	つきはら
89	翼	つばさ
90	天司	てんじ

No.	学校名	ふりがな
91	戸川	とがわ
92	十瀬	とぬぎ
93	利根	とね
94	利根川	とねがわ
95	利根川増穂	とねがわますほ
96	仲良し	なかよし
97	なかよし増穂と鯉沢	なかよしますほとかじかざわ
98	長屋	なや
99	希	のぞみ
100	ハーバード	はーばーど
101	光り	ひかり
102	日向	ひなた
103	日の出	ひので
104	富沢	ふざわ
105	ふじ	ふじ
106	富士	ふじ
107	ふじかわ	ふじかわ
108	富士川	ふじかわ
109	Fujikawa	ふじかわ
110	FUJIKAWA	ふじかわ
111	富士川かがやき	ふじかわかがやき
112	富士川学園	ふじかわがくえん
113	富士川北	ふじかわきた
114	富士川組	ふじかわぐみ
115	富士川合同	ふじかわごどう
116	富士川五中	ふじかわごゆう
117	富士川さくら	ふじかわさくら
118	富士川桜	ふじかわさくら
119	富士川清音	ふじかわせいおん
120	富士川清翔	ふじかわせいしょう

校名応募一覧（あいうえお順）

No.	学校名	ふりがな
121	富士川青翠	ふじかわせいすい
122	富士川清流	ふじかわせいりゅう
123	富士川瀬音	ふじかわせおと
124	富士川中央	ふじかわちゅうおう
125	富士川町公立	ふじかわちようこうりつ
126	富士川町立	ふじかわちようりつ
127	富士川西	ふじかわにし
128	富士川町清嶺	ふじかわまちせいれん
129	富士川みらい	ふじかわみらい
130	富士川ゆずの里	ふじかわゆずのさと
131	富士桜	ふじざくら
132	富士沢	ふじさわ
133	富士田	ふじた
134	富士第一	ふじだいいち
135	富士中	ふじなか
136	富士の介	ふじのすけ
137	富士密	ふじみつ
138	富士山	ふじやま
139	富士リバーサイド	ふじりばーさいど
140	富鷹	ふよう
141	穂川	ほがわ
142	穂沢	ほざわ
143	穂希	ほまれ
144	楓菖	ほんじ
145	増鰯	まかじ
146	本気ヶ沢	まじかざわ
147	増鰯	ますかじ
148	増沢	ますざわ
149	増鰯	ますしゅう
150	増穂（改）	ますほかい

No.	学校名	ふりがな
151	増穂鰯沢合同	ますほかじかざわごうどう
152	増穂第二	ますほだいに
153	緑ヶ丘	みどりがおか
154	南	みなみ
155	南巨摩	みなみこま
156	南富士	みなみふじ
157	美山	みやま
158	明解	めいかい
159	桃葡	ももぶ
160	もりもり富士川	もりもりふじかわ
161	山	やま
162	山中	やまなか
163	山梨	やまなし
164	山梨県富士川町公立	やまなしけんふじかわちようこうりつ
165	山梨富士	やまなしふじ
166	山並み	やまなみ
167	山富士	やまふじ
168	ゆず	ゆず
169	柚香	ゆずか
170	ゆず川	ゆずかわ
171	柚子川	ゆずかわ
172	柚川	ゆずかわ
173	柚子皮（川）	ゆずかわ
174	ゆず沢	ゆずさわ
175	ゆずにゃん	ゆずにゃん
176	ゆずの里	ゆずのさと
177	柚ノ山	ゆずのやま
178	ゆずりは	ゆずりは
179	豊かな緑	ゆたかなみどり
180	よっちゃばれ	よっちゃばれ

校名応募一覧（あいうえお順）

No.	学校名	ふりがな
181	立夏	りっか
182	立春	りっしゅん
183	リバー富士川	りばーふじかわ
184	梨宝富士川	りほうふじかわ
185	龍我	りゅうが
186	緑鳩	りょくきゅう
187	緑青	りょくせい

ふりがなのなかった校名

No.	学校名	ふりがな
188	鯉沢未来	
189	富士川元気	
190	富清美	
191	柚大美	
192	清水	
193	鯉富士	
194	梨柚	
195	清水	
196	桜葉	
197	明咲	
198	梨川	
199	桜川	
200	柚美	
201	風和日樹	

校名の選定基準及び選定方法

【令和3年10月21日 総務部会 検討結果】

1 選定基準

No.	基準
1	生徒にとって、「読みやすく」、「言いやすく」、「書きやすい」もの
2	生徒、保護者、町民に受け入れられやすいもの
3	近隣市町村に類似のものが無いもの
4	誤解されることのないもの
5	歴史的、地理的なイメージのわかりやすいもの

2 選考方法

段階	機関	内容
1	総務部会	各委員が3候補以内の校名を選定する。 各委員が選定した校名の中から、部会として候補を3候補に絞り込む。 絞り込んだ3候補を検討委員会に提案する。
2	検討委員会	総務部会から提案された全ての名称から1名称を選定する。 選定した名称を教育委員会に提言する。
3	教育委員会	検討委員会からの提言について協議し、決定する。

新中学校開校検討委員会への報告

【新中学校開校検討委員会 地域部会】

1 制服・体操服等の選定基準について

制服スタイル、体操服、上履きに関するアンケートを再度実施する。

(理由) 令和3年10月に実施した「制服・体操服に関するアンケート」は、令和5年4月の開校にむけて制服を検討するためのアンケートであり、回答した児童生徒のほとんどが、令和7年4月開校時には卒業している。そのため、今回新たにアンケートを実施し、令和7年4月開校以降に入学する生徒の意見も反映させることとする。

アンケートについては次のとおりとする。

対 象	町立小中学校児童生徒、保護者、教職員 ・児童生徒 令和5年度小学4年生～中学3年生 ・保護者 令和5年度小学1年生～中学3年生の保護者
設 問	・制服タイプについて ・体操服について ・上履きについて
回答方法	学校あんしんメール、グーグルアンケート機能等を利用して実施
実施時期	5月中旬～下旬予定
そ の 他	設問についての注意点 ・前回のアンケート結果と比較検討できるよう、設問内容は大きく変えないこととする ・小学生に向けてはイラストを用いるなど、分かりやすい内容となるよう配慮する ・近年、全国で「LGBTQをはじめとする多様な性に配慮した制服のあり方」が問われるようになっていることを踏まえた、設問内容とする

2 制服・体操服等の選定方法について

アンケートを再度実施することに伴い、併せて再検討することとする。